

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100231号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100045号

第1 結論

昭和59年7月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年7月から平成8年3月まで

私は、昭和56年4月から平成8年3月までの期間は、夫婦二人分の国民年金保険料を合わせて納付していたのに、請求期間については私だけが未納とされている。請求期間は、定期的に郵便局の窓口で納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によると、請求者は、20歳の誕生日の前日である昭和51年*月*日付けで強制加入被保険者として国民年金に加入したが、昭和56年4月*日(婚姻日)付けで国民年金の被保険者種別が変更され、強制加入被保険者資格を喪失し、任意加入被保険者として資格取得する旨の入力処理が行われたことが確認できる。

また、平成9年3月28日に、昭和56年4月*日に遡って当該任意加入被保険者の資格取得記録を取り消す処理が行われたことにより、同年4月*日以降の期間が国民年金の未加入期間となり、さらに、平成9年4月22日に、昭和56年4月*日の強制加入被保険者の資格喪失記録が取り消され、強制加入被保険者期間とされた上で、平成9年4月23日に、平成8年4月から平成9年3月までの期間の免除申請処理が行われている。一方、請求者の国民年金保険料の納付状況では、昭和56年4月から平成8年3月までの期間は国民年金の未納期間と記録されていたことが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された年金記録照会の申出により、日本年金機構が作成した平成30年8月17日付けの調査結果シートによると、昭和56年4月から昭和59年6月までの期間は、A市の年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日現在)により、国民年金保険料の納付事実が確認できるが、オンライン記録に納付期間が反映していない理由は、平成9年3月28日に行われた、昭和56年4月*日に遡って任意加入被保険者の資格取得記録を取り消す旨の処理及び平成9年4月22日に行われた、昭和56年4月*日の強制加入被保険者の資格喪失

記録を取り消す旨の処理が関係しているものと思われる旨記載されており、昭和 56 年 4 月から昭和 59 年 6 月までの期間については、平成 30 年 9 月 7 日に納付済期間に訂正されているものの、請求期間について、納付状況の確認できる資料が見当たらず、請求期間は未納期間のまま記録されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、国民年金保険料の納付済期間から未加入期間に記録が変更された場合には、当該期間に係る国民年金保険料の過誤納が発生することとなるが、請求者の昭和 56 年 4 月以降の期間に係る過誤納保険料の記録が確認できないところ、日本年金機構は、請求者の同年 4 月以降の納付済期間について過誤納者整理票の取消をした後に、納付記録を追加する必要があったが、その事務処理がされなかったものと思われる旨回答している。

これらのことから、請求期間における請求者の国民年金被保険者記録及び国民年金納付記録に係る行政機関の記録管理が適切ではなかった状況が認められる。

また、請求者が、夫婦二人分を定期的に B 郵便局の窓口で納付していたと主張している請求期間の国民年金保険料は、請求期間当時、同郵便局で納付することが可能である上、請求者が納付していたとする請求者の夫のオンライン記録によると、納付日が記録されている昭和 59 年 7 月以降の期間において、同年 7 月から平成 7 年 9 月までの国民年金保険料は、全て年度内に納付を行っているとともに、同年 10 月から平成 8 年 3 月までの国民年金保険料は、前述の取消処理前の同年 7 月 19 日に遡って納付を行っており、請求期間と同時期の国民年金保険料は納付済である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。